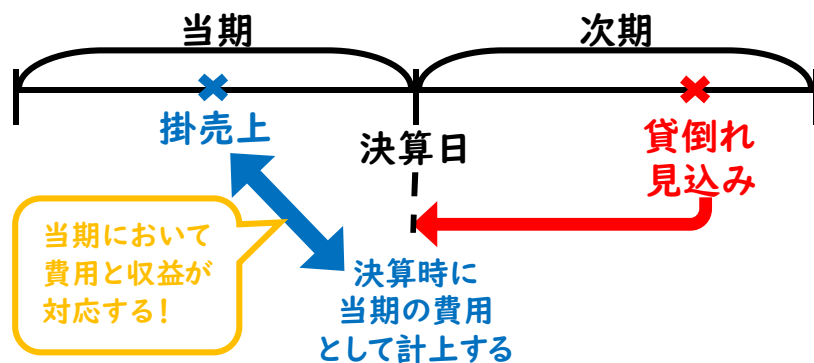


## 貸倒引当金の設定 《決算整理事項》

- ・ 売掛金や受取手形は、( ) と呼ばれ、「後日代金を回収できる権利」がある。ただし、得意先の倒産などによって、これを回収できなくなる場合があるが、これを ( ) という。
- ・ 決算時において、売掛金や受取手形が回収不能となることが予測できる場合、その見積額は ( ) の費用としなければならない。そして、この時に設定する見積額を ( ) という。



- ・ 3級における貸倒引当金の設定額は、過去の貸倒れ実績などから算定された「実績率」を用いた方法の ( ) で計算する。

### 《貸倒引当金設定額の計算方法【貸倒実績率法】》

$$\text{売掛金・受取手形の期末残高} \times \text{貸倒実績率} = \text{貸倒見積額}$$

- ・ 決算整理では、貸倒引当金を ( ) という方法を用いて決算整理前の貸倒引当金勘定残高をもとに、増やしたり減らしたりして設定する。

- ・ ちなみに、設定する貸倒引当金を増やすことは ( ) といい、減らすことは ( ) という。

- ・ なお、「貸倒引当金勘定」は、資産や負債の勘定ではなく、資産のマイナスを表す特殊な勘定である ( ) に該当する。

### 《【参考】貸倒引当金の貸借対照表での表示方法》

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 売掛金   | 1,000 |     |
| 貸倒引当金 | △200  | 800 |

### 仕訳の練習問題

1. 決算につき、売掛金の期末残高 10,000 円について、5%の貸倒引当金を設定する。なお、決算整理前の貸倒引当金勘定の残高は、200 円である。
2. 決算につき、売掛金の期末残高 20,000 円について、3%の貸倒引当金を設定する。なお、決算整理前の貸倒引当金勘定の残高は、1,000 円である。

1. ( ) ( )

2. ( ) ( )